

すくよか訪問看護ステーション 指定訪問看護

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業者」という。）が開設する、すくよか訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する健康保険法に基づく指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、病気や怪我等により在宅療養を必要とする者に対し、利用者の立場に立った指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護においては、かかりつけ医師の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、快適な在宅療養ができるように支援するものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医へ情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問看護の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 すくよか訪問看護ステーション

(2) 所在地 大阪府富田林市大字甘南備216番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1人(常勤職員、看護職員と兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 3人以上

看護師 3人以上(常勤1名以上かつ1人は管理者と兼務で常勤換算2.5人以上)

看護職員は、主治医の指示に基づき訪問看護計画及び報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(3) 理学療法士 1人以上(非常勤1人以上)

理学療法士は利用者に対し主として基本的動作能力の回復を図るため理学療法を行う。

(4) 作業療法士 1人以上(非常勤1人以上)

作業療法士は利用者に対し主として社会適応能力の回復を図るために作業療法を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後6時00分とする。

(指定訪問看護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障がいの観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ カテーテル等の管理
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 知的障がい者、発達障がい者の看護

- ⑨ ターミナルケア
 - ⑩ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑪ 社会資源の利用方法の援助
 - ⑫ その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護
 - (3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 2 健康保険法第88条第4項に規定する厚生労働大臣が算定した額から、各医療保険で定められた保険者負担額を控除して得た額。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額に同法第67条第1項各号に定める割合を乗じて得た額から、各医療保険で定められた保険者負担額を控除して得た額。
- 4 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を超えた場合、訪問1回につき220円(税込)
- 5 衛生材料費は実費相当額とする。
- 6 死後の処置料は、15,000円(税込)とする。
- 7 利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 指定訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、富田林市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村、大阪狭山市、堺市の一部の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 従業者は、指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第12条 事業所は、指定訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して大阪府医療安全相談センター及び管轄保健所の医療相談窓口の調査に協力するとともに、大阪府医療安全相談センター等から助言を受けた場合は、当該助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条により行う調査又は斡旋に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス、障害福祉サービス及び医療サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止、身体拘束の適正化に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止・身体拘束等の適正化等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止委員会の設置
- (3) 身体拘束適正化委員会の設置
- (4) 身体拘束をせざるを得ない場合の支援のあり方マニュアルの整備
- (5) 成年後見制度の利用支援
- (6) 苦情解決体制の整備
- (7) 従業者に対する虐待の防止、身体拘束の適正化を啓発・普及するための研修の実施

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第16条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修（6か月以内）
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) その他、全従業者対象に随時

2 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

3 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるも

のとする。

- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 事業所は、指定訪問看護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者、居宅介護支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。